

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事200万円超、コンサル100万円超、物品150万円超、修繕100万円超、委託100万円超、賃貸借80万円超）  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

掲載順について・・・業種区分が工事⇒コンサル⇒委託⇒修繕⇒賃貸借⇒物品の順番とし、業種区分ごとに契約日順となるよう掲載しています。なお、当初契約日が公表期間以前である案件に変更契約を行った場合は、各業種区分の最後に変更契約日順で掲載しています。

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。

下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種<br>区分 | 種類         | 発注担当室                 | 件 名                               | 場所          | 受注者名                  | 契約日        | 変更契約日     | 契約金額<br>(変更の場合は変更<br>後の契約金額)<br>(税込) | 履行期間(自)    | 履行期間(至)    | 工事等の概要<br>(変更の場合は、変更理由・変更概要)                                                                                                          | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由                                                                                                                                                                                          | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量)             |
|----|----------|------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------|-----------------------|------------|-----------|--------------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1  | 工事       | 清掃施設<br>工事 | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター1号白煙防止用<br>空気加熱器更新工事  | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三機グリーンテック株式会社         | 令和7年9月13日  | —         | 132,000,000                          | 令和7年9月13日  | 令和8年3月30日  | ごみ処理施設更新工事 一式<br>・白煙防止用空気加熱器更新(1号)                                                                                                    | ・第2号<br>・当該施設については、施工業者が独自に研究・開発し<br>た構造・システム及び機器構成により一連の設備として<br>機能するよう設計されたものであり、本工事の履行にあ<br>たっては、施工業者以外には知れない専門的知識や<br>技術が必要となり、交換部品の調達が可能で、かつ施設<br>全体の保証ができる業者に限定されるため。                                              |                                          |
|    |          |            |                       |                                   |             |                       | —          | 令和8年3月27日 | 133,070,300                          | 令和7年9月13日  | 令和8年6月30日  | 製作納期遅延による工程の見直しを検討した結果、クリー<br>ンセンターごみ処理施設の運営状況(ごみ受入繁忙期<br>等)の影響により予定していた工期内に施工することが<br>困難と予測される事態のため、工期延長及び製作機器<br>外部保管に要する費用加算による増額。 | —                                                                                                                                                                                                                        | 随契変更1回目:<br>減額1,070,300円<br>(変更前R8.3.31) |
| 2  | 工事       | 清掃施設<br>工事 | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター溶融炉冷却水<br>冷却塔更新工事     | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三機グリーンテック株式会社         | 令和7年11月2日  | —         | 49,060,000                           | 令和7年11月2日  | 令和8年3月31日  | 機器更新工事一式<br>・冷却水冷却塔更新(2基)                                                                                                             | ・第2号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発し<br>たシステム及び機器構成により一連の設備として機能す<br>るよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支<br>障をきたさないよう効率的に工事を行う必要があり、工事<br>に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外に<br>は知り得ない専門的知識や技術が必要となり、機器の調<br>達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定<br>されるため |                                          |
| 3  | 工事       | 清掃施設<br>工事 | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンターNo.2雑用空気<br>圧縮機ほか更新工事 | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三機グリーンテック株式会社         | 令和7年11月17日 | —         | 14,300,000                           | 令和7年11月17日 | 令和8年3月31日  | 機器更新工事一式<br>・No.2雑用空気圧縮機更新<br>・No.2計装用空気圧縮機更新                                                                                         | ・第2号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発し<br>たシステム及び機器構成により一連の設備として機能す<br>るよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支<br>障をきたさないよう効率的に工事を行う必要があり、工事<br>に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外に<br>は知り得ない専門的知識や技術が必要となり、機器の調<br>達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定<br>されるため |                                          |
| 4  | コンサル     | 廃棄物        | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部最終処分場A区画再整備工事<br>詳細設計業務委託     | 名張市 下比奈知 地内 | 国際航業株式会社三重営業所         | 令和7年6月27日  | —         | 8,393,000                            | 令和7年6月27日  | 令和8年3月31日  | 伊賀南部最終処分場A区画の再整備工事業概要書作<br>成、再整備工事詳細設計及び変更届の作成及び件協議<br>一式                                                                             | ・第5号<br>・施設の過去経緯及び状況を熟知した業者でないと業務<br>期間内での完遂ができないことを鑑み、緊急で県協議を<br>終了後さらに詳細設計業務を行うについては、他者では<br>事前の施設調査に相当時間を必要とされ業務を履行で<br>きないため。                                                                                        |                                          |
| 5  | コンサル     | 廃棄物        | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部浄化センター解体撤去工事に係<br>る発注支援等業務委託  | 名張市 薦生 地内   | 株式会社東和テクノロジー中部営業<br>所 | 令和7年6月30日  | —         | 8,239,000                            | 令和7年6月30日  | 令和8年3月31日  | 伊賀南部浄化センターの解体撤去工事のための詳細設<br>計業務 一式                                                                                                    | ・第2号<br>・迅速な内容検討業務遂行が解体撤去費用の軽減にも<br>資すると考えられ、建築物や機器なども詳細な調査によ<br>り相当熟知しており、当該業務にかかる機器類の詳細を<br>把握していることから詳細設計業務の工程で業務量の<br>削減も可能となるため。                                                                                    |                                          |
| 6  | 委託       | —          | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部最終処分場自家用電気工作物<br>保安管理業務委託     | 名張市 下比奈知 地内 | 一般財団法人中部電気保安協会        | 令和7年4月1日   | —         | 186,120                              | 令和7年4月1日   | 令和10年3月31日 | 伊賀南部最終処分場における受変電設備の保安管理業<br>務 一式<br>・需要設備容量 120KVA<br>・月次点検の頻度 隔月1回                                                                   | ・第2号<br>・自社社員で必要な構成員の資格を満たすとともに組織<br>的に電気保安管理業務を行う体制が確立しており、24<br>時間体制による即応体制が整備され、緊急の際には1時<br>間以内に到着が可能であること等であるが、これらを満<br>たす者は、電気事業法施行規則第52条の2の規定による<br>電気保安法人の中では1者しか該当しないため。                                         | 長期継続契約<br>(3年間)<br>(年額)                  |



【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事200万円超、コンサル100万円超、物品150万円超、修繕100万円超、委託100万円超、賃貸借80万円超）  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

掲載順について・・・業種区分が工事⇒コンサル⇒委託⇒修繕⇒賃貸借⇒物品の順番とし、業種区分ごとに契約日順となるよう掲載しています。なお、当初契約日が公表期間以前である案件に変更契約を行った場合は、各業種区分の最後に変更契約日順で掲載しています。  
随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。  
下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。  
契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。  
履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。  
業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種区分 | 種類 | 発注担当室             | 件名                               | 場所                            | 受注者名          | 契約日       | 変更契約日 | 契約金額<br>(変更の場合は変更後の契約金額)<br>(税込)                             | 履行期間(自)   | 履行期間(至)   | 工事等の概要<br>(変更の場合は、変更理由・変更概要)                                                              | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由                                                                                                      | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量) |
|----|------|----|-------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------------|-----------|-------|--------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 7  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部浄化センター警備保安業務委託               | 名張市 薦生 地内                     | イセツ株式会社       | 令和7年4月1日  | —     | 580,800                                                      | 令和7年4月1日  | 令和8年3月31日 | 伊賀南部浄化センター警備保安業務委託 一式                                                                     | ・第2号<br>・本業務において、施設解体まで短期間であることや、他者受注の場合、センサー類の撤去及び設置期間を要し数日間の無警備期間が発生することから、同業者の請負により継続的な警備を行うことが費用面以外に安全面を最優先とした場合でも他に選択する余地がないため。 | (年額)                         |
| 8  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター施設運転管理及び展開検査業務委託     | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年4月1日  | —     | 284,196,000                                                  | 令和7年4月1日  | 令和8年3月31日 | ごみ焼却及びリサイクル施設運転管理業務 一式<br>不燃・粗大ごみ展開検査 一式<br>ホイールローダー1台 年間リース(燃料・油脂類は別途支給)                 | ・第2号<br>・本業務の履行にあたっては、施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要となり、その性能を最大限発揮させ、ダイオキシン類の排出規制等を遵守し、適正かつ安全な運転管理を継続的に行うことが求められるため。                        |                              |
| 9  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター大規模機器更新事業に伴う技術支援業務委託 | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 一般財団法人環境事業協会  | 令和7年4月30日 | —     | 1,430,000                                                    | 令和7年4月30日 | 令和8年3月31日 | 伊賀南部クリーンセンター大規模機器更新事業に伴う技術支援<br>・運営・維持管理に係る確認業務<br>・機器更新事業に関する技術支援<br>・定期修繕及び更新工事に関する技術支援 | ・第2号<br>・廃棄物処理施設に関する専門的知識を有することはもとより、様々なノウハウを踏まえたアドバイスや提言など、経験豊富で高度な技術力が求められるため。                                                     |                              |
| 10 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンターごみ運搬単価契約             | 伊賀市 奥鹿野1990番地 伊賀南部クリーンセンター 地内 | 三重中央開発株式会社    | 令和7年5月14日 | —     | 10tコンテナ車 34,100円/台<br>8tコンテナ車 17,600円/台<br>7tユニック車 28,600円/台 | 令和7年5月14日 | 令和8年3月31日 | 伊賀南部クリーンセンターより発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの1回当たりの運搬複数単価契約<br>予定回数合計152回                            | ・第2号、第5号<br>・本業務は緊急を要し、ごみビットの受入不可は即ごみ受入の中止につながり、このことが住民サービス低下につながるものであることから、迅速に外部処理を行う必要があるため。                                       | 複数単価契約                       |
| 11 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター可燃ごみ処理単価契約           | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 三重中央開発株式会社    | 令和7年5月14日 | —     | 36,300                                                       | 令和7年5月14日 | 令和8年3月31日 | 伊賀南部クリーンセンターより発生する可燃ごみ 1トン当たりの処理単価契約<br>予定数量1,000トン                                       | ・第2号、第5号<br>・本業務は緊急を要し、ごみビットの受入不可は即ごみ受入の中止につながり、このことが住民サービス低下につながるものであることから、迅速に外部処理を行う必要があるため。                                       | 単価契約<br>(1t当たり)              |
| 12 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター2号炉煙道清掃業務委託(緊急)      | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年5月16日 | —     | 2,244,000                                                    | 令和7年5月14日 | 令和8年6月20日 | ごみ焼却施設煙道清掃 一式<br>・煙道灰出し清掃(2号炉)×1回                                                         | ・第5号<br>・施工に際しては灰等の堆積箇所は施設運転と密接な関連があり、過去からの点検実績結果をふまえた適切な処理が必要となり、また迅速な点検清掃を実施するにあたっては、構造・システム等を熟知且つ運転管理に支障なく履行することが求められるため。         |                              |
| 13 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター煙道清掃業務委託(前期)         | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年8月4日  | —     | 6,732,000                                                    | 令和7年8月4日  | 令和7年11月1日 | ごみ焼却施設煙道清掃 一式<br>・煙道灰出し清掃3回(1号炉×2回、2号炉×1回)                                                | ・第2号<br>・施工に際しては灰等の堆積箇所は施設運転と密接な関連があり、過去からの点検実績結果をふまえた適切な処理が必要となり、また迅速な点検清掃を実施するにあたっては、構造・システム等を熟知且つ運転管理に支障なく履行することが求められるため。         |                              |
| 14 | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター1号水砕装置底部水漏れ緊急修繕      | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年4月7日  | —     | 616,000                                                      | 令和7年4月7日  | 令和7年5月6日  | 1号水砕装置水漏れ修繕 一式<br>・水漏れ修繕(溶接補修)                                                            | ・第2号、第5号<br>・構造が複雑で施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要であるとともに、補修部材の迅速な調達且つ修繕後における施設全体の保証と運転管理に支障なく短期間で施工することが求められるため。                            |                              |
| 15 | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター2号竖煙道ほか亀裂破孔緊急修繕      | 伊賀市 奥鹿野 地内                    | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年6月19日 | —     | 7,260,000                                                    | 令和7年6月19日 | 令和7年8月2日  | 2号炉竖煙道ほか亀裂破孔修繕 一式<br>・亀裂破孔修繕(ケーシング溶接補修、耐火物解体・打替)                                          | ・第2号、第5号<br>・構造が複雑で施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要であるとともに、補修部材の迅速な調達且つ修繕後における施設全体の保証と運転管理に支障なく短期間で施工することが求められるため。                            |                              |



【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事200万円超、コンサル100万円超、物品150万円超、修繕100万円超、委託100万円超、賃貸借80万円超）  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

掲載順について・・・業種区分が工事⇒コンサル⇒委託⇒修繕⇒賃貸借⇒物品の順番とし、業種区分ごとに契約日順となるよう掲載しています。なお、当初契約日が公表期間以前である案件に変更契約を行った場合は、各業種区分の最後に変更契約日順で掲載しています。

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。

下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種<br>区分 | 種類 | 発注担当室                 | 件 名                               | 場所         | 受注者名          | 契約日        | 変更契約日 | 契約金額<br>(変更の場合は変更<br>後の契約金額)<br>(税込) | 履行期間(自)    | 履行期間(至)    | 工事等の概要<br>(変更の場合は、変更理由・変更概要)                                                                                   | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由                                                                                                                                                                       | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量) |
|----|----------|----|-----------------------|-----------------------------------|------------|---------------|------------|-------|--------------------------------------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 16 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター2号ごみクレーン巻取機トルクモータ緊急修繕 | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年7月28日  | —     | 1,320,000                            | 令和7年7月28日  | 令和7年8月26日  | 2号ごみクレーン修繕 一式<br>・巻取機トルクモータ交換、点検                                                                               | ・第2号、第5号<br>・構造が複雑で施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要であるとともに、補修部材の迅速な調達且つ修繕後における施設全体の保証と運転管理に支障なく短期間で施工することが求められるため。                                                                                             |                              |
| 17 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンターごみ処理施設定期修繕(前期)        | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年8月1日   | —     | 80,300,000                           | 令和7年8月1日   | 令和7年12月28日 | 各機械設備定期修繕 一式<br>・ごみ破砕機修繕(1号、2号)<br>・破砕ごみ投入装置修繕(1号、2号)<br>・給じん装置修繕(1号、2号)<br>・溶融炉出滓口修繕(1号、2号)<br>・水砕装置修繕(1号、2号) | ・第2号<br>・当該施設については、施工業者が独自に研究・開発した構造・システム及び機器構成により一連の設備として機能するよう設計されたものであり、本修繕の履行にあたっては、施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要となり、交換部品の調達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定されるため。                                               |                              |
| 18 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンターごみクレーン油圧シリンダー緊急修繕     | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年8月20日  | —     | 1,837,000                            | 令和7年8月20日  | 令和7年9月18日  | ごみクレーン修繕 一式<br>・シリンダーバックン交換(1号、2号)                                                                             | ・第2号、第5号<br>・構造が複雑で施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要であるとともに、補修部材の迅速な調達且つ修繕後における施設全体の保証と運転管理に支障なく短期間で施工することが求められるため。                                                                                             |                              |
| 19 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター1号二次燃焼室下部ケーシング破孔緊急修繕  | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年10月1日  | —     | 1,430,000                            | 令和7年10月1日  | 令和7年10月31日 | 1号二次燃焼室下部亀裂破孔修繕 一式<br>・亀裂破孔修繕(ケーシング溶接補修)                                                                       | ・第2号、第5号<br>・構造が複雑で施工業者以外には知れない専門的知識や技術が必要であるとともに、補修部材の迅速な調達且つ修繕後における施設全体の保証と運転管理に支障なく短期間で施工することが求められるため。                                                                                             |                              |
| 20 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター1号竖煙道耐火物ほか緊急修繕        | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年10月30日 | —     | 6,468,000                            | 令和7年10月30日 | 令和7年11月28日 | 機械設備修繕一式<br>・1号竖煙道上部ケーシング焼損部ケーシング及び耐火物修繕<br>・1号溶融炉主燃焼室水漏れ部ケーシング及び耐火物修繕<br>・1号溶融炉溶融池鉄皮露出部アンカーフック取付及び耐火物修繕       | ・第2号、第5号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発したシステム及び機器構成により一連の設備として機能するよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支障をきたさないよう効率的に修繕を行う必要があり、修繕に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外には知り得ない専門的知識や技術が必要となり、補修部材の迅速な調達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定されるため |                              |
| 21 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター1号No.4飛灰コンベヤ緊急修繕      | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年11月2日  | —     | 22,660,000                           | 令和7年11月2日  | 令和8年3月31日  | 機械設備修繕一式<br>・飛灰コンベヤ取替修繕(1号No.4)                                                                                | ・第2号、第5号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発したシステム及び機器構成により一連の設備として機能するよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支障をきたさないよう効率的に修繕を行う必要があり、修繕に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外には知り得ない専門的知識や技術が必要となり、補修部材の迅速な調達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定されるため |                              |
| 22 | 修繕       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター2号溶融炉主燃焼室水漏れほか緊急修繕    | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機グリーンテック株式会社 | 令和7年11月3日  | —     | 3,278,000                            | 令和7年11月3日  | 令和7年12月2日  | 機械設備修繕一式<br>・2号溶融炉主燃焼室水漏れ部ケーシング及び耐火物修繕<br>・2号溶融炉溶融池ピンホール水漏れ部ケーシング修繕                                            | ・第2号、第5号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発したシステム及び機器構成により一連の設備として機能するよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支障をきたさないよう効率的に修繕を行う必要があり、修繕に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外には知り得ない専門的知識や技術が必要となり、補修部材の迅速な調達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定されるため |                              |



【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事200万円超、コンサル100万円超、物品150万円超、修繕100万円超、委託100万円超、賃貸借80万円超）  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

掲載順について・・・業種区分が工事⇒コンサル⇒委託⇒修繕⇒賃貸借⇒物品の順番とし、業種区分ごとに契約日順となるよう掲載しています。なお、当初契約日が公表期間以前である案件に変更契約を行った場合は、各業種区分の最後に変更契約日順で掲載しています。  
随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。  
下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。  
契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。  
履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。  
業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

| (金額の単位:円) |      |    |                   |                                     |             |                                   |            |       |                                  |            |            |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                       |                                 |
|-----------|------|----|-------------------|-------------------------------------|-------------|-----------------------------------|------------|-------|----------------------------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 番号        | 業種区分 | 種類 | 発注担当室             | 件名                                  | 場所          | 受注者名                              | 契約日        | 変更契約日 | 契約金額<br>(変更の場合は変更後の契約金額)<br>(税込) | 履行期間(自)    | 履行期間(至)    | 工事等の概要<br>(変更の場合は、変更理由・変更概要)                                                            | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由                                                                                                                                                                       | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量)    |
| 23        | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンターごみ処理施設<br>定期修繕(後期)      | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三機グリーンテック株式会社                     | 令和7年12月22日 | —     | 16,610,000                       | 令和7年12月22日 | 令和8年3月31日  | 機械設備定期修繕 一式<br>・ごみクレーン修繕(1号、2号)<br>・不燃・粗大ごみクレーン修繕                                       | ・第2号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発したシステム及び機器構成により一連の設備として機能するよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支障をきたさないよう効率的に修繕を行う必要があり、修繕に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外には知り得ない専門的知識や技術が必要となり、交換部品の調達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定されるため        |                                 |
| 24        | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター1号溶融炉噴流<br>部水漏れほか緊急修繕   | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三機グリーンテック株式会社                     | 令和8年1月13日  | —     | 6,050,000                        | 令和8年1月13日  | 令和8年2月11日  | 機械設備修繕一式<br>・1号溶融炉噴流部リング管取替及び耐火物修繕<br>・1号溶融炉左側壁水漏れ部ケーシング及び耐火物修繕<br>・1号溶融炉鉄皮露出部アンカーフック取付 | ・第2号、第5号<br>・当該施設については、三機工業が独自に研究・開発したシステム及び機器構成により一連の設備として機能するよう設計されたもので、ごみ受入・焼却処理業務に支障をきたさないよう効率的に修繕を行う必要があり、修繕に当たっては、当該システムを構築した施工業者以外には知り得ない専門的知識や技術が必要となり、補修部材の迅速な調達が可能で、かつ施設全体の保証ができる業者に限定されるため |                                 |
| 25        | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター2号水平煙道天井<br>部ほか緊急修繕     | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三機グリーンテック株式会社                     | 令和8年2月13日  | —     | 8,910,000                        | 令和8年2月13日  | 令和8年3月14日  | 2号水平煙道天井部ほか修繕・・・一式<br>・2号水平煙道天井部落部ケーシング及び耐火物修繕<br>・2号溶融炉左側壁水漏れ部ケーシング及び耐火物修繕             | ・第2号、第5号<br>本修繕は、2号水平煙道の天井崩落及び2号溶融炉内部の水漏れ発生による2号炉系統の運用再開ができないため、早急な対応が必要であり、施工にあたっては、施工業者以外には知りえない専門的知識や技術が必要であるとともに、補修部材の迅速な調達且つ修繕後における施設全体の保証と運転管理に支障なく短期間での施工が必要となるため。                             |                                 |
| 26        | 賃貸借  | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部環境衛生組合庁用車両賃貸借<br>(軽貨物自動車、再タリース) | 名張市 下比奈知 地内 | 有限会社森本自動車                         | 令和7年4月1日   | —     | 16,280                           | 令和7年4月26日  | 令和9年4月25日  | 長期継続契約(2年)<br>伊賀南部環境衛生組合庁用車両(スズキ キャリイ)の現契約期間満了に伴う満了後2か年の再々契約                            | ・第2号<br>・平成29年度の初年度登録から8年が経過しているが、定期的な法定点検整備、継続車検整備で車両を保障することにより、法定耐用年数を経過しても、老朽化による性能の低下、技術革新による陳腐化などは考え難いため。                                                                                        | 長期継続契約<br>(2年間)<br>(月額)         |
| 27        | 賃貸借  | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>総務室 | 伊賀南部環境衛生組合 電子複合機賃貸借                 | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 富士フイルムビジネスソリューション<br>ジャパン株式会社三重支社 | 令和7年12月1日  | —     | 28,215                           | 令和7年12月1日  | 令和8年11月30日 | 令和2年度に機器更改した電子複合機の再賃貸                                                                   | ・第2号<br>・当該電子複合機については、機器の状態が良好であり、部品供給期間が製造終了から最短7年である。機能的にも業務上の要求を満たす機器であることから、延長利用することにより費用を抑え、事務効率の安定を図ることが可能であり、契約にあたっては既存の電子複合機を導入・保守運用を行っている事業者限定されるため。                                         | 長期継続契約<br>(1年間)<br>(月額)         |
| 28        | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 灯油(4月分)の単価契約                        | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 青山石油株式会社                          | 令和7年4月1日   | —     | 110                              | 令和7年4月1日   | 令和7年4月30日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入                                                                 | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                                                                             | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |
| 29        | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 灯油(5月分)の単価契約                        | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 藏東石油株式会社                          | 令和7年5月1日   | —     | 106                              | 令和7年5月1日   | 令和7年5月31日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入                                                                 | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                                                                             | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |
| 30        | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 灯油(6月分)の単価契約                        | 伊賀市 奥鹿野 地内  | 三重交通商事株式会社                        | 令和7年6月1日   | —     | 101                              | 令和7年6月1日   | 令和7年6月30日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入                                                                 | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                                                                             | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事200万円超、コンサル100万円超、物品150万円超、修繕100万円超、委託100万円超、賃貸借80万円超）  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

掲載順について・・・業種区分が工事⇒コンサル⇒委託⇒修繕⇒賃貸借⇒物品の順番とし、業種区分ごとに契約日順となるよう掲載しています。なお、当初契約日が公表期間以前である案件に変更契約を行った場合は、各業種区分の最後に変更契約日順で掲載しています。

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。

下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

| (金額の単位:円) |          |    |                       |                            |            |               |           |       |                                      |           |            |                              |                                                                                                                                                |                                 |
|-----------|----------|----|-----------------------|----------------------------|------------|---------------|-----------|-------|--------------------------------------|-----------|------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 番号        | 業種<br>区分 | 種類 | 発注担当室                 | 件<br>名                     | 場所         | 受注者名          | 契約日       | 変更契約日 | 契約金額<br>(変更の場合は変更<br>後の契約金額)<br>(税込) | 履行期間(自)   | 履行期間(至)    | 工事等の概要<br>(変更の場合は、変更理由・変更概要) | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由                                                                                                                | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量)    |
| 31        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(7月分)の単価契約               | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 青山石油株式会社      | 令和7年7月3日  | —     | 106                                  | 令和7年7月1日  | 令和7年7月31日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |
| 32        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(8月分)の単価契約               | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 藏東石油株式会社      | 令和7年8月1日  | —     | 105                                  | 令和7年8月1日  | 令和7年8月31日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |
| 33        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(9月分)の単価契約               | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三重交通商事株式会社    | 令和7年9月1日  | —     | 103                                  | 令和7年9月1日  | 令和7年9月30日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |
| 34        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(10月分)の単価契約              | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 株式会社津崎燃料店     | 令和7年10月1日 | —     | 107                                  | 令和7年10月1日 | 令和7年10月31日 | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 35        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 使用済み乾電池等及び蛍光管類の処理・<br>処分委託 | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 野村興産株式会社関西営業所 | 令和7年10月3日 | —     | 6,402,000                            | 令和7年10月3日 | 令和8年3月31日  | 資源で回収した乾電池や蛍光管の処理・処分委託       | ・第2号<br>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項第14条の規定に基づき処分の再委託が禁止されていることから、中間処理から最終処分までを一貫して同一業者で行う必要があるが、入札参加資格者名簿に登録されている事業者では、最終処分までの許可を有する唯一の事業者であるため。 | 複数単価契約                          |
| 36        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(11月分)の単価契約              | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 株式会社亀井商事      | 令和7年11月1日 | —     | 105                                  | 令和7年11月1日 | 令和7年11月30日 | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 37        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(12月分)の単価契約              | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 株式会社亀井商事      | 令和7年12月1日 | —     | 106                                  | 令和7年12月1日 | 令和7年12月31日 | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 38        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(1月分)の単価契約               | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三重交通商事株式会社    | 令和8年1月5日  | —     | 108                                  | 令和8年1月5日  | 令和8年1月31日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 39        | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(2月分)の単価契約               | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 青山石油株式会社      | 令和8年2月1日  | —     | 105                                  | 令和8年2月1日  | 令和8年2月28日  | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入      | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定までの所要期間が長く時期を失うため。                                                                      | 単価契約<br>(1L当たり)                 |



【契約状況の公表】 随意契約（予定価格が名張市契約規則第27条に定める金額を超える案件）（工事200万円超、コンサル100万円超、物品150万円超、修繕100万円超、委託100万円超、賃貸借80万円超）  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

掲載順について・・・業種区分が工事⇒コンサル⇒委託⇒修繕⇒賃貸借⇒物品の順番とし、業種区分ごとに契約日順となるよう掲載しています。なお、当初契約日が公表期間以前である案件に変更契約を行った場合は、各業種区分の最後に変更契約日順で掲載しています。

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項(市立病院事業及び水道事業については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項を適用)に定められており、第1号から第9号まで種類があります。

下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種<br>区分 | 種類 | 発注担当室                 | 件 名          | 場所         | 受注者名      | 契約日      | 変更契約日     | 契約金額<br>(変更の場合は変更<br>後の契約金額)<br>(税込) | 履行期間(自)  | 履行期間(至)   | 工事等の概要<br>(変更の場合は、変更理由・変更概要)                     | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由                                                    | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量)    |
|----|----------|----|-----------------------|--------------|------------|-----------|----------|-----------|--------------------------------------|----------|-----------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 40 | 物品       | —  | 伊賀南部環境衛生組<br>合<br>業務室 | 灯油(3月分)の単価契約 | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 株式会社津崎燃料店 | 令和8年3月4日 | —         | 107                                  | 令和8年3月4日 | 令和8年3月31日 | ごみ焼却施設の補助燃料として使用する灯油の購入                          | ・第6号<br>・短期間で市況価格が変動するため可能な限り最新の<br>実勢価格を採用したいが、入札に付する場合、決定まで<br>の所要期間が長く時期を失するため。 | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
|    |          |    |                       |              |            |           | —        | 令和8年3月23日 | 145                                  | 令和8年3月4日 | 令和8年3月31日 | 受注者からの契約単価改定の要望を受けて、現在の<br>社会情勢を鑑み改定はやむを得ないため増額。 | —                                                                                  | 随契変更1回目:<br>増額38円<br>(履行期間延長なし) |